

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月1日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第2（第20条関係）				別表第2（第20条関係）			
書類の名称	総括店が 保管する 書類	企業出納 員に送付 する書類	摘要	書類の名称	総括店が 保管する 書類	企業出納 員に送付 する書類	摘要
納入通知書	(略)	収納済通 知書	(略)	納入通知書	(略)	<u>領収済通</u> 知書 収納済通 知書	(略)
現金払込書	(略)	収納済通 知書	(略)	現金払込書	(略)	<u>領収済通</u> 知書 収納済通 知書	(略)
(略)				(略)			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。